

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意ください！

**新型コロナウイルスの感染拡大に便乗した悪質商法被害の発生が
今後懸念されます。十分にご注意ください**

- 新型コロナウイルスに関しては、厚生労働省が最新の情報を発信しています。
(厚生労働省のホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- 商品購入の勧誘や義援金名目のお金の要求などを受けた場合には、その場で簡単に決めずに、もう一度よく考えることが大切です。家族など、周囲の方々にも相談をして、冷静に対応してください。
- 契約しても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。少しでも疑問や不安を感じた場合は、すぐにお住まいの自治体の消費生活相談窓口等に相談して下さい。
- 消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに、消費者ホットライン「局番なしの『188』」をご利用下さい。

【過去に相談のあった事例】

- 「豚インフルエンザの薬を販売しています。100錠で8,000円です。」などと電話があったが、そんな薬はないと断った。

【今後懸念される事例】

- 「マスクがないと大変なことになる。この電話で購入すれば、通常10万円するマスクが半額で購入できる。」などと、高額でマスクの購入を勧誘される。
- 「手洗い・うがいだけでは予防としては不十分だ。予防に効果がある健康食品がある。」などと、効果が不確実と考えられる健康食品等の勧誘を受ける。
- 「感染者への義援金を募っている。協力してほしい。」などと、自宅を訪問して義援金目的で現金を受け取ろうとする電話がかかってくる。

(問合せ先：環境生活部くらし安全局消費者安全課 電話 011-204-5212)